



# 広報えびな

編集・発行  
海老名市役所広報広聴課  
〒243-04  
神奈川県海老名市勝瀬175  
☎ (0462) 31・2111

## 遅すぎた後編

……いつの間にか眠っていました。気がつくとも、車は工事用のバリエードに衝突、鉄パイプが車を貫通し、同乗していた友人の腹部に突き刺さっていました。錯乱する頭を過巻いている中で、  
「彼が死んだことを知らされました。  
「飲んでも自分は大丈夫。つかまりはしない……」  
そんな甘い判断でハンドルを握ってしまった結果の悪夢のような出来事……が、すべてが現実でした。かけがえのない友、一生の職業などを失い、多くの人の人生をすたすたに引き裂いてしまいました。いったん失ったものは二度と帰ってはこない……反省の日々をおくりつつ、反省のため飲酒運転の恐ろしさをかみしめています。

## 「酒には強い」と車を発進：

やけに明るい看板が目につき、妙な気になった直後「ドーン」という音とともにフロントガラスに何かがぶつかってきました。「まさか人間では……」と思った瞬間、恐怖が身体全体を包み込みました。相手の方は即死でした。私と同年配の働き盛りの男性でした。まさか自分が加害者になってしまおうとは……。三十七年間生きてきた自分が残ったのでしょうか。「悔恨……」。一瞬のうちにすべてが目の前から消えてなくなりました。遺族の方、家族、親、友人に対して、口では言い切れない迷惑と辛さを背負わせてしまいました。

右の文は、交通事故加害者の手記「あがないの日々」から抜粋したものです。「ベテラン運転手の自分がこんな少量の酒くらいで事故を起こすはずがない」という油断が悲惨な結果を招く飲酒運転は、すべてのドライバーと決して無縁ではありません。十二月は飲酒の機会が多くなる時期。交通ルールを守り楽しいお正月を迎えてください。

▲交通事故加害者の手記「あがないの日々」より

## 急増する飲酒運転

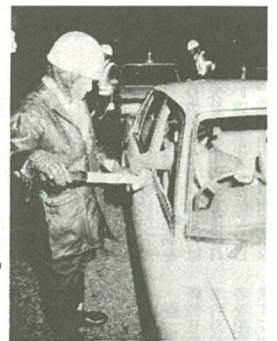
### 発生件数は24件

一瞬の油断が当事者とその家族の人生をめちゃくちゃにする、恐ろしい交通事故。市内では、今年一月から十月までの間に六百二十九件の交通事故が発生し、七百四人が重軽傷を負い、六人が死亡しています。去年、同時期の発生件数五百五十八件、六百二十二人の重軽傷者と比べると発生件数、負傷者数とも約一割ずつ増えています。

### 高い事故の代償

交通事故全体では、百件に二

飲酒運転事故件数をみても、去年の十八件に比べ今年は二十四件、負傷者数も二十九人から三十三人と増加の一途をたどっています。  
十二月は、何かと忙しい毎日が続きます。これ以上悲惨な交通事故を起こさないため、交通ルールを守り、安全運転に心がけたいものです。



免許証拝見。安全運転で……

## 平和な家庭を破壊し 後の人生が台無しに

たどる交通事故を起さなくても、酒酔い運転には二年以下の懲役または十万円以下の罰金と免許の取り消し、また、酒気帯び運転にも三

上の「あがないの日々」にもあるように、飲酒運転事故の悲劇は被害者、加害者だけでなく、その家族や周囲の人たちにも及びます。仕事を失い、家族を経済的苦境に追い込み、さらには多額の賠償に悩む結果になります。

その割合で死亡事故にながるといわれていますが、飲酒運転による事故はおよそ八件に一件、という高い割合で死亡事故につながっています。その原因として、①酒を飲むと、判断力などが鈍り、ハンドルやブレーキ操作が遅くなる②その反面、気が大きくなって危険な運転をしがちになる③などがあげられます。

件、判断力などが鈍り、ハンドルやブレーキ操作が遅くなる②その反面、気が大きくなって危険な運転をしがちになる③などがあげられます。

### 年末の交通事故防止にご協力を

後を絶ちません。こうした事故をなくすため、すべての運転者や、歩行者が交通ルールを守り、交通マナーを実践してもらうことを行うものです。この期間中、交通指導車による巡回広報、交通安全協会が市内の主要交差点で立哨を行うほか、違法駐車取り締まりを強化し、交通事故の防止を運転者や歩行者に呼びかけますので、ご協力をお願いします。

カ月の懲役または五万円以下の罰金と免許停止処分が、それぞれ科せられます。運転者の中には「少しお酒を飲んだら運転に調子が出る」と、豪語する人がいます。もし、今まで事故に遭わなかったとしたら、それはたまたま運が良かっただけ、家や大切なものを待っている家族の幸せを考え、今日からは、自分から乗るな。を実行してください。

# 一瞬の油断が大惨事に







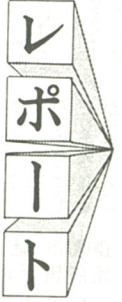








広報モニター



十一月三日、四日の両日、市文化会館などを会場に「市民文化祭」が行われ、二日間約二万二千人が来場しました。また、十一月十一日には市役所を会場に「産菜まつり」が開かれ、約九万人の来場者でにぎわいました。この二つの催しの様子を、広報モニターの三浦康子さんと野本洋子さんに取材していただきます。

### 市民文化祭

## 創作活動の成果を披露 お年寄りの作品群に感嘆

秋の日差しに誘われ、二冊(は)ばたけ、羅けえびな文化」をテーマにした「市民文化祭」に行ってきた。これは、市民の日ごろの創作活動の発表の場として、毎年行われているものです。

## 市のエネルギーを実感 熱気にあふれ会場は人の波

市役所屋上のアドバルーンに書かれた「みなぎる活力 えびな産菜」の文字を、快晴の秋空が、くっきりと写し影にしている。弾む心を抑えて会場に近づくと、



人気を呼んだ新鮮な野菜の即売

開会を知らせる十時の花火が打ち上げられた時には、すでに会場は人の波。



菊の花が来場者をお出迎え

文化会館の入り口には、秋にふさわしい菊の花が飾られ、色とりどり、今年も好評です。今年も好評です。今年も好評です。



子供たちの絵や作品も展示

段階を元氣よく上って行く人たちも多く見受けられました。総合福祉会館では、中心荘のお年寄りの作品が展示されていました。九十歳のおばあさんのセーターや七十歳を越えたおじさんのブロック絵など、思わず見とれてしまう作品が多くあり驚かされました。

日ごろ顔なじみのお菓子屋さんたちが、まんじゅうや団子などをその場で作って販売している。寝具や衣料、青果店などの人たちがもたれて大盛況。市内の農家が丹精した野菜、植木、花きの即売もあり、売る人、買う人の熱気でむせ返りそうだった。買ひ物の人波からはじき出さず、目と目の間に長い列を自分で追って、豚汁サービスコーナーの看板に引き出された。その近くには、鶏や子豚、子牛などが、子供たちに撫でられ、秋の日を浴びて気持ち良さそうに遊んでいた。



家畜に興味津々の子供たち

工業製品の展示会場では、今まで知らなかった市内にある企業の内容や製品を理解することができた。庁舎内では、農産物まつり。



### 第245話

## 国分村字杉本の堰をめぐる争い

江戸時代、国分、大谷、今里、杉久保、上河内、本郷、門沢橋の七カ村は目久尻川の水を逆川に引き入れたものを田の用水にしてきた(村によつては他の水も用水にしたであろう)。そのため、国分村が本郷には堰が設けられていた。

「杭木は土俵が流れないように打ち立てたのであって、目久尻川の水行きに差障る事はない」と言っている。勘定奉行所での通りの審理をした上、評定所(幕府の最高の訴訟裁判機関)に宮山村など九カ村の総代、国分村の村役人と、これらの村々に領地や支配地を持つ大名、旗本、代官の家来一名ずつを呼び出し、領主の家来などが現場を見分した上で村方を示談するようこの日併せ渡された。

### 国分村を訴えた訴状の写しの一部

「御見分の節に申し口が立ち難い事を厭って狼藉を働いた」と訴えている。国分村の方では「訴訟方の言いがかりであり、覚えがない」と言っているが、どうも国分村の方が悪いようである。

「御見分の節に申し口が立ち難い事を厭って狼藉を働いた」と訴えている。国分村の方では「訴訟方の言いがかりであり、覚えがない」と言っているが、どうも国分村の方が悪いようである。

**海老名むかしむかし**  
電話で海老名の昔ばなしが聞けます。  
11月28日～12月11日 第77話 半作と狐の女房  
12月12日～12月25日 第78話 海源寺と日朝上人

「堰が押し崩れないように分水路(目久尻川の流路のこと)を国分村で土俵や杭木などで締め切り、その上、水卜を長さ四間余(約七・二メートル)高さ五、六尺(一・五メートル)程赤土で埋立て、水行きを差し留めた」。

「驚いて掛け合った所、地元で締め切ったものを水下の村々で口を出す筋ではない」と不法な事を言って取り合わない」といふものであった。

また国分村の方では「目久尻川は逆川の引入口より川敷までいきさつは、従来の堰を留めなければ逆川への流入が減って難渋するので是迄年設置してきた土俵であつて、当年新規に仕立てたのではない」。

「杭木は土俵が流れないように打ち立てたのであって、目久尻川の水行きに差障る事はない」と言っている。

勘定奉行所での通りの審理をした上、評定所(幕府の最高の訴訟裁判機関)に宮山村など九カ村の総代、国分村の村役人と、これらの村々に領地や支配地を持つ大名、旗本、代官の家来一名ずつを呼び出し、領主の家来などが現場を見分した上で村方を示談するようこの日併せ渡された。

「昨年(一八六四年)国分村で堰請をした時に目久尻川の堰下に埋土をした分は堰杭の保方だけ残して、他は取り除く事」。

「堰請は古来通り国分村、大谷村両村で行い、その時に目久尻川で立ち会つ事」といふものであった。

目久尻川の国分村字杉本の堰をめぐる争いは明和八年(一七七一年)にもあった。この時は「向後新規の締め切り等をせず、用水の分量は双方五分ずつと定め、堰の破損の手入れなどをする時は村々が立ち会つて相談し、勝手な事はしてはならない」との済口証文(注)を取りかわしていた。

この慶応二年(一八六六年)の紛争の示談内容はたいや明和八年の取り決めに沿うものであった。

(注) 論争：争論している場所  
(注) 済口証文：紛争の和解着の証明書 (細川 光成)